

京 都 大 学 民 間 等 共 同 研 究 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究料)</p> <p>第 8 条 <u>民間等共同研究員の研究料の額は、年額 420,000 円とする。</u></p> <p>2 <u>同一会計年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しない。</u></p> <p>3 <u>納付された研究料は、返還しない。</u> (中 略) (特許出願等)</p> <p>第 15 条 <u>共同研究において発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、次項及び第 3 項並びに次条から第 18 条までに定めるほか、別に定める京都大学発明規程（平成 16 年達示第 96 号。以下「発明規程」という。）の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>総長は、発明規程第 16 条本文の規定（第 35 条において準用する場合を含む。以下同じ。）により、共同研究の結果得られる特許権等が本学に帰属した場合において特許出願等を行おうとするときは、当該特許出願等について、あらかじめ当該共同研究の相手方である民間機関等の長の同意を得るものとする。</u></p> <p>3 <u>総長は、共同研究の結果得られる特許権等の持分が本学に帰属し、当該共同研究の相手方である民間機関等との共有となった場合において特許出願等を行おうとするときは、当該民間機関等の長と当該特許権等に係る持分を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。</u></p>	<p>(研究料)</p> <p>第 8 条 <u>民間等共同研究員は、研究料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の研究料の額は、次の各号に掲げる額とする。</u> (1) <u>研究期間が 6 月以内の場合 210,000 円</u> (2) <u>研究期間が 6 月を超え 1 年以内の場合 420,000 円</u> (3) <u>研究期間が 1 年を超える場合 前号の額を年額とし、当該研究期間に応じた年額及び第 1 号又は前号の額を合計した額</u></p> <p>3 <u>民間等共同研究員が研究期間を延長する場合の研究料の額は、当該民間等共同研究員の研究期間を通算した期間に係る前項の規定による額とする。この場合において、当初の研究期間に係る前項の規定による額と通算した期間に係る前項の規定による額が異なるときは、その差額の研究料を納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>納付された研究料は、返還しない。</u> (特許出願等)</p> <p>第 15 条 <u>共同研究において発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、次項及び第 3 項に定めるほか、別に定める京都大学発明規程（平成 16 年達示第 96 号。以下「発明規程」という。）の定めるところによる。</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 <u>総長は、共同研究の結果得られる特許権等の持分が本学に帰属し、当該共同研究の相手方である民間機関等との共有となった場合において特許出願等を行おうとするときは、当該民間機関等の長と当該特許権等に係る持分、<u>実施許諾の条件等</u>を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>(特許権等の優先的実施)</u></p> <p>第16条 総長は、本学に帰属する特許権等について、共同研究の相手方である民間機関等又は民間機関等の長の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内で定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。</p> <p>2 総長は、民間機関等との共有に係る特許権等を民間機関等又は民間機関等の長の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内で定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。</p> <p><u>(第三者に対する実施の許諾)</u></p> <p>第17条 総長は、前条第2項に規定する優先的実施の期間において、民間機関等又は民間機関等の長の指定する者が、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、民間機関等又は民間機関等の長の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。</p> <p><u>(実施料)</u></p> <p>第18条 総長は、第16条第1項の規定により、本学に帰属する特許権等について、民間機関又は民間機関が指定する者が実施したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。</p> <p>2 総長は、第17条の規定により、本学に帰属する又は共有に係る特許権等について、第三者が実施したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。</p> <p>3 総長は、第16条第2項の規定により、共有に係る特許権等について、共有者である民間機関又は当該民間機関が指定する者が実施するときは、その実施料について別途協議のうえ、定めることができる。</p>	
<p>(その他)</p> <p>第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第16条 (同 左)</p>
	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において民間等共同研究員である者で引き続き施行日に民間等共同研究員となるものについて改正後の第8条第2項又は第3項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「研究期間」とあるのは、「施行日以後の研究期間」とする。</p>